

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度について

全国社会福祉協議会

児童養護施設等¹を退所または里親等²への委託が解除され、進学や就職した方のうち、生活費や住居費の確保が困難な方に対して生活費や家賃相当額、また就職に必要な資格取得のための費用の貸付を行い、社会への円滑な自立を支援することを目的とした制度が始まっています。免除要件を満たすと返還が免除される制度です。

主に都道府県社会福祉協議会が貸付事業の実施主体となっています。貸付要件や手続等については児童相談所か事業実施団体にお問い合わせください。

貸付制度の主な内容

◆貸付の対象者、金額、貸付期間および利子等

(1) 貸付金額および貸付期間

対象	貸付金額	貸付期間
○児童養護施設等を退所、または里親等への委託が解除され、 <u>大学等³に進学し在学している方</u> で、生活費、住居費の確保が困難と見込まれる者。	○生活支援費：月額5万円 ○家賃支援費：1か月あたりの家賃相当額（管理費および共益費を含む。）。ただし、生活保護制度における当該地域の住宅扶助額が貸付の上限額となります。	大学等に在学する正規の修学期間となります。
○児童養護施設等を退所、または里親等への委託が解除され、 <u>就職する方</u> で、住居費の確保が困難と見込まれる者。	○家賃支援費：1か月あたりの家賃相当額（管理費および共益費を含む。）。ただし、生活保護制度における当該地域の住宅扶助額が貸付の上限額となります。	退所または委託解除後から2年を限度として就労している期間となります。
○ <u>児童養護施設等に入所中、または里親等に委託中の方</u> であって、就職に必要な各種資格の取得を希望する者。 ○ <u>児童養護施設等を退所、または里親等への委託解除後4年以内</u> であって大学等に在学する方で、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者。	○資格取得支援費：25万円を上限とする実費。 (ただし、児童入所施設措置費等国庫負担金によって特別育成費における資格取得等特別加算費が支弁されている場合には、当該加算費を控除した額を実費とみなし貸付けます。)	一括貸付けとなります。

¹ 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム

² 里親、ファミリーホーム

³ 学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校等

(2) 貸付金利子

利子は無利子です。(ただし、返還義務が生じ、返還が貸付事業実施団体の定める返還期限を過ぎた場合は年5%の延滞利子を徴収することとなります。)

(3) 貸付金返還の免除

次の要件(概要)を満たした場合に貸付金の返還が免除されます。

ア. 進学する方の場合(生活支援費、家賃支援費)

大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業(就労形態にかかわらず1週間の所定労働時間を20時間以上とする。)を継続したとき。

イ. 就職する方の場合(家賃支援費)

就職した日から5年間引き続き就業(就労形態にかかわらず1週間の所定労働時間を20時間以上とする。)を継続したとき。

ウ. 資格取得希望の方の場合(資格取得支援費)

就職した日から2年間引き続き就業(就業形態にかかわらず1週間の所定労働時間を20時間以上とする。)を継続したとき。

大学等へ進学した後に資格取得の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、2年間引き続き就業を(就業形態にかかわらず1週間の所定労働時間を20時間以上とする。)を継続したとき。

(4) 保証人

原則として連帯保証人(1名)が必要となります。ただし、連帯保証人を立てられない事情がある場合や法定代理人の同意が得られない場合は、児童相談所長、施設長の意見書によって貸付を受けることができます。

◆返還義務、猶予等

貸付を受けた方が、貸付の目的を達成できなくなった場合等に貸付金の返還義務が生じます。ただし、やむを得ない事由がある場合は、返還の猶予等ができる場合があります。

詳しくは児童相談所、貸付事業実施団体にご相談ください

◆貸付の要件、申込手続方法などの問い合わせ先

児童相談所または貸付事業実施団体(都道府県社会福祉協議会)

下記の府県は、当該児童養護施設等の貸付事業実施団体にお問い合わせください。

青森県(児童養護施設:美光園)、栃木県(児童養護施設:桔梗寮)、長野県(長野県社会福祉事業団)、大阪府(大阪児童福祉事業協会)、鹿児島県(鹿児島県社会福祉士会予定)